

八王子市母親学級（母性科・育児科）実施要綱

平成9年4月1日

施行

改正 平成14年4月1日

平成17年4月1日

第1 目的

この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定により母親学級の実施について必要な事項を定め、もって妊娠、出産及び育児について指導及び助言し、母子保健に関する知識を普及するとともに、母親同士の仲間づくりの場を提供することにより、母子及びその家族が健康的な生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

第2 母親学級の科目

母親学級の科目は、母性科及び育児科とする。

第3 母性科

1 受講対象者、講義内容等

- (1) 母性科の受講対象者は、原則として市内在住の初めて出産する妊婦（母親）とする。ただし、講座内容により、父親、経産婦、祖父母等の参加を妨げない。
- (2) 母性科の1学級は、1日制又は2日制とする。
- (3) 母性科においては、妊娠、出産及び産じょくの各期における特徴と健康管理、家族計画等並びに新生児期から生後3か月ころまでの保育について講義をするものとする。
- (4) 母性科の講義については、市職員のうち保健師、栄養士又は歯科衛生士の資格を有する者が行うものとする。ただし、必要に応じて産科医師、歯科医師、助産師その他の母子保健に精通している者に講義を委嘱することができるものとする。

2 申込方法等

- (1) 母性科の実施に当たっては、親と子の保健バッグに学級の開催日時、開催場所等を記載した文書を同封するとともに、訪問指導、母子保健事業等を通じて対象者に周知するものとする。
- (2) 母性科の受講申込みは、原則として電話により予約するものとする。
- (3) 市が企画した講座の申込みを受けたときは、受講者名簿に記載するものとする。
- (4) 市が企画した講座を受講した者については、受講者名簿に受講状況等を記載するとともに、母子健康手帳に受講年月日、課目等を記載するものとする。

第4 育児科

1 受講対象者、講義内容等

- (1) 育児科の受講対象者は、原則として市内在住の乳幼児とその母親等とする。
- (2) 育児科は、1日制とする。ただし、学級内容に応じて対象年齢まで継続して参加できるものとする。
- (3) 育児科においては、乳幼児期の発育・発達、栄養、歯科等について講義をするとと

もに、育児経験や地域交流の乏しい母親等が相互に交流を図り、育児に関する悩み等を自ら解決できるよう助言及び支援を行うものとする。

- (4) 育児科の講義については、市職員のうち保健師、栄養士又は歯科衛生士の資格を有する者が行うものとする。ただし、必要に応じて医師、歯科医師その他の母子保健に精通している者に講義を委嘱することができるものとする。

2 申込方法等

- (1) 育児科の実施に当たっては、広報等を通じて対象者に周知するものとする。ただし、講座内容によっては、学級の開催日時、開催場所等を記載した文書を乳幼児健康診査時に配布するものとする。
- (2) 育児科の受講申込みは、原則として電話により予約するものとする。
- (3) 市が企画した講座の申込みを受けたときは、受講者名簿に記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。